

●香川県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した医療法人社団青冥会ミタニ藤田病院について、令和元年6月5日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和元年6月11日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団有史会ルカ病院	略		医療法人社団有史会ルカ病院	略	
かがわ総合リハビリテーション病院	略		医療法人社団青冥会ミタニ藤田病院	高松市三谷町1680- <u>1</u>	昭和58年3月19 <u>日</u>
略			かがわ総合リハビリテーション病院	略	
略			略		
2～5 略			2～5 略		